

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の3中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の5の2中「第20条」の次に「及び第20条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の5の10中「19万円」を「20万円」に改める。

第20条の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第15条の

- 4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。
- 2 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
- (1) 第15条又は第15条の4の規定により算定した基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第20条第1項各号に掲げる納付義務者の区分に応じそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数を切り上げた後の額とする。）
- 5 第15条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第15条又は第15条の4」とあるのは「第15条の5の5又は第15条の5の8」と、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と、前項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の5の5第3項」と読み替えるものとする。
- 附則第15項中「起算して1年6か月を超えないもの」を「通算して1年6か月間」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の附則第15項の規定は、令和4年1月1日から適用する。  
(経過措置)
- 3 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の附則第15項の規定は、令和3年12月31日において、支給を始めた日から起算して1年6か月を経過していない傷病手当金について適用し、同年12月31日前にこの条例による改正前の附則第15項に規定する支給期間が満了した傷病手当金については、なお従前の例による。

### (提出理由)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行による健康保険法（大正11年法律第70号）及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正並びに国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第44号）の施行に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を見直すとともに、未就学児の被保険者均等割額の減額に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。